

務	00	01	5年
令和11年3月末まで保存			

備 二 第 8 0 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

令和5年6月28日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察災害警備計画に規定する災害警備本部等の編成について

地震、津波、風水害等の自然災害対策及び原子力災害等の事故災害対策については、「青森県警察災害警備計画の修正について」（令和5年6月6日付け備二第71号）により対応しているところであるが、同計画第2章第2において別に定めると規定している災害警備本部等については、これまで「青森県警察災害警備計画に規定する災害警備本部等の編成について」（令和4年4月7日付け備二第6号。以下「旧通達」という。）により編成してきたものであるが、今後は、本通達に基づき編成することとしたので、職員に周知の上、適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

- 1 運用開始年月日
令和5年6月29日
- 2 災害警備本部等の編成
 - (1) 災害警備本部編成表（非常体制）
別表1のとおり
 - (2) 災害警備本部（非常体制）指揮室本部員編成
別表2のとおり
 - (3) 災害警備本部直轄部隊編成表（非常体制）
別表3のとおり
 - (4) 所属別差出一覧表〔災害警備本部（非常体制）及び災害警備本部直轄部隊（非常体制）編成〕
別表4-1（青森方面発生）、4-2（八戸方面発生）及び4-3（弘前方面発生）のとおり

(5) 災害警戒本部編成表（警戒体制）

別表5のとおり

(2) 災害警戒本部（警戒体制）指揮室本部員編成

別表6のとおり

(3) 災害警戒本部直轄部隊編成表（警戒体制）

別表7のとおり

(4) 所属別差出一覧表〔災害警戒本部（警戒体制）及び災害警戒本部直轄部隊（警戒体制）編成〕

別表8-1（青森方面発生）、8-2（八戸方面発生）及び8-3（弘前方面発生）のとおり

3 警察署における本部員等の編成

各警察署は、各署の災害警備計画を修正するまでの間は、現行の計画に基づいて災害警備本部等を編成すること。

4 留意事項

本計画運用開始後、組織改編や業務移管等により所掌事務に変更があった場合は、当該業務を所掌する所属が本計画記載の業務を引き継ぐものとする。

担当 警備第二課災害対策室